静岡県のうち賀茂郡のうち東伊豆町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち賀茂郡のうち東伊豆町	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち賀茂郡のうち河津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
静岡県のうち賀茂郡のうち河津町	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち瀬戸市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量七・九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を　に、　を　に、　を

愛知県のうち瀬戸市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十九キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量六・八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち半田市	同時に給油することができる自動車の数が十四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十八・五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十八・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十九キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち半田市	同時に給油することができる自動車の数が十四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち碧南市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十七・五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十四・五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十二キロリットル以上 五　容量七・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
愛知県のうち碧南市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が六十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が四十五キロリットル以上 五　容量六十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

に、　を　に、　を